

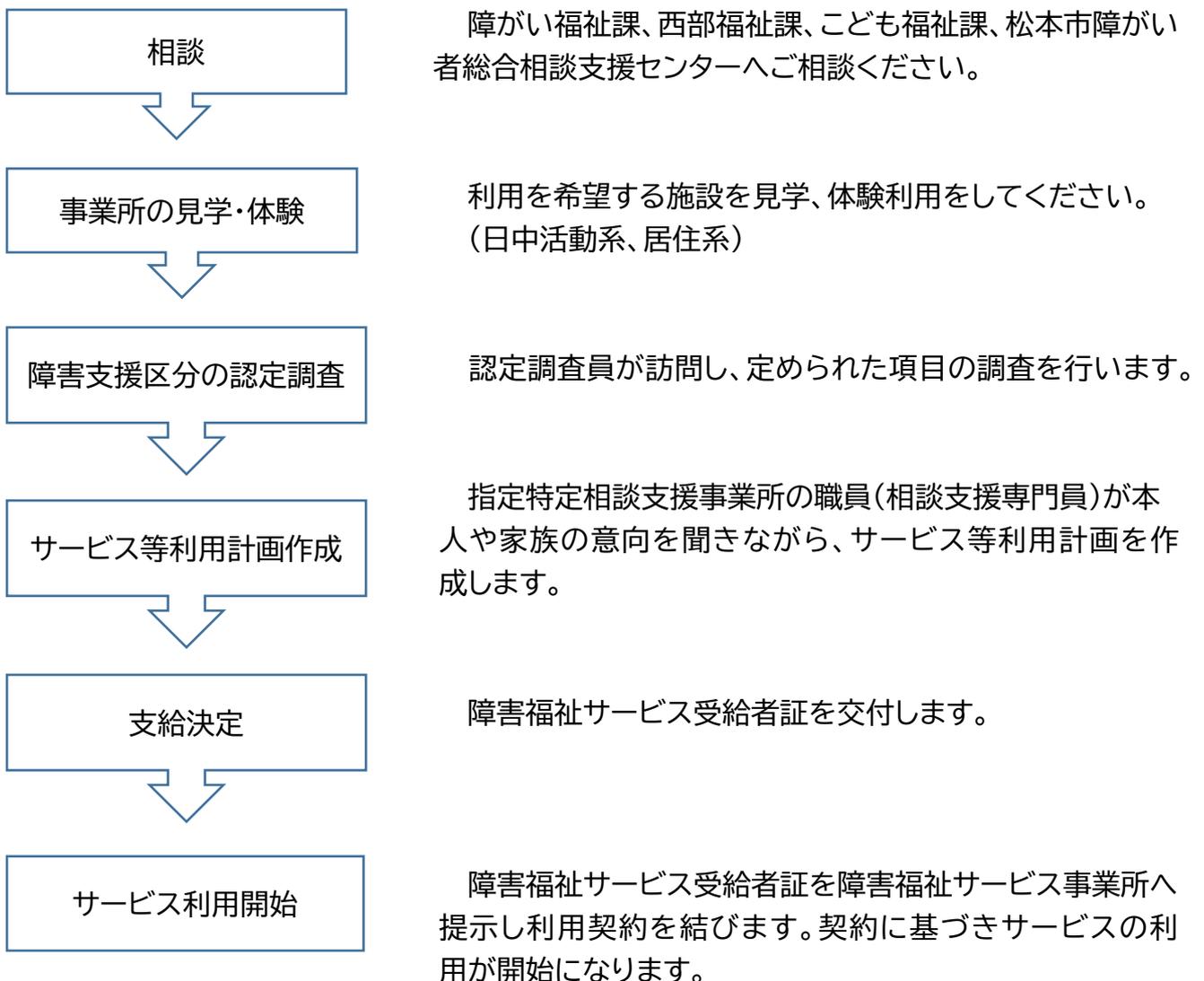
7 在宅生活の援助

自立支援給付(介護給付・訓練等給付)／障害児通所給付

自立支援給付(介護給付・訓練等給付)で受けられるサービスは、主に在宅で利用するサービス(訪問系)、通所して利用するサービス(日中活動系)、居住の場として利用するサービス(居住系)の3つに分類されます。

(1)対象者 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者

(2)サービス利用の流れ(一般的な利用の流れ)



< 訪問系サービス >

サービス名	サービス内容
介護給付 居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で、入浴、排せつ、食事等の介助のほか、調理、洗濯、掃除等の支援を行います。また、通院等の介助(知的障がい・行動障がい等があり見守りが必要な場合)も行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方へ、居宅で入浴、排せつ、食事等の介助、外出時の移動の補助等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいがあり移動が困難な方へ、移動時に必要な情報の提供や移動に必要な補助を行います。
行動援護	知的や精神の障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方へ、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動の補助を行います。
重度障害者等 包括支援	重度の障がい等で介護の必要が高い方へ、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

< 日中活動系サービス >

サービス名	サービス内容
介護給付 療養介護	医療と常時介護を必要とする方へ、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方へ、昼間、施設で入浴、排せつ、食事等の介助を行うとともに、創作活動等の機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する方が病気等で一時的に介護ができない時に、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事等の介助を行います。
訓練等給付 就労移行支援	一般企業等への就職を希望する 65 歳未満の方へ、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援A型 (雇用型)	一般企業等での就労が困難な 65 歳未満の方へ、雇用契約に基づき、生産活動の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型 (非雇用型)	一般企業等や雇用契約に基づく就労が困難な方へ、生産活動の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方へ、就労に伴う生活面の課題に対応するための指導、助言等の支援を行います。

	就労選択支援	障がいのある方が、自分に合った働き方や就労系サービスを選べるように支援を行います。
	自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方へ、理学療法等のリハビリテーションや生活能力向上のための必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	知的や精神の障がいがある方へ、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する助言等の支援を行います。

< 居住系サービス >

サービス名	サービス内容
介護 給付	施設入所支援 施設に入所する方へ、主に夜間・休日に、入浴、排せつ、食事等の介助を行います。
訓練 等 給付	共同生活援助 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
	自立生活援助 1人暮らしを希望する障がいがある方に対して、定期的または随時の居宅訪問により課題を把握し、必要な助言や連絡調整等の支援を行います。
	宿泊型自立訓練 知的や精神の障がいがある方へ、居室や設備等を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。

< 相談支援給付 >

サービス名	サービス内容
計画相談支援	サービス等利用計画案の作成や、支給決定されたサービス等の利用状況の検証、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	施設に入所、または長期間精神科病院に入院している方が地域生活に移行するために、住居の確保や相談、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談その他必要な支援を行います。

(注)訪問系・日中活動系・居住系サービスの事業所や相談支援(計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援)の事業所の詳細情報は別冊「事業所一覧」に掲載しておりますので、ご確認ください。

<障害児通所給付>	
サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等 デイサービス	学校就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい児に対し、居宅において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等を行います。
保育所等訪問 支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適用のための専門的な支援を行います。

(注)事業所の詳細情報は別冊「事業所一覧」に掲載しておりますので、ご確認ください。

(3)負担上限月額について

障害福祉サービスの利用には、原則、1割の自己負担が発生します。負担上限月額については以下のとおりです。

就学前の障がい児の発達支援の無償化、障害児通所支援に係る多子軽減等、負担上限額月額の軽減の詳細については、直接、担当窓口へお問い合わせください。

所得区分		負担上限月額
生活保護		0円
低所得1 (市町村民税非課税者であって障がい者または障がい児の保護者の収入が年間80万円以下である者)		0円
低所得2 (市町村民税非課税者のうち、低所得1に該当しない者)		
一般1 (市町村民税課税世帯に属する者のうち、居宅で生活する者または20歳未満の施設入所者かつ、市町村民税所得割額が16万円(障がい児及び20歳未満の施設入所者にあたっては28万円)	居宅で生活する障がい児	4,600円
	居宅で生活する障がい者および20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2 (市町村民税課税世帯に属する者のうち、一般1に該当しない者)		37,200円

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
 こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
 西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

地域生活支援事業

市が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施するサービスです。

サービス名	サービス内容
移動支援	屋外での移動等が困難な障がいのある方へ、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。 (注)自立支援給付の重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給対象となる場合は、自立支援給付が優先します。
日中一時支援	居宅で介護する方が病気・仕事等で一時的に介護ができない時、施設等で日中の介護(保護)を受けられます。
訪問入浴サービス	家庭での入浴が困難な重度身体障がい者(児)、および難病患者の方に対して、自宅に浴槽を搬入し入浴を行います。
地域活動支援センター	障がい者等が通所し、日常生活訓練や社会適応訓練、創作的活動等のサービスを受けられます。 (注)介護保険も対象になる方は、原則として介護保険のデイサービス(通所介護)の利用が優先します。

(注)事業所の詳細情報は別冊「事業所一覧」に掲載しておりますので、ご確認ください。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
 こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
 西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111



布施 陽子作「うさぎの曲芸」

介護保険制度

介護保険被保険者で要介護認定を受けた方は、原則として介護保険のサービスを優先して利用することとされています。ただし、介護保険の対象とならないサービスは障害福祉サービスを利用することができるため、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

	第1号被保険者	第2号被保険者
区分	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の健康保険に加入している方
給付の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり、認知症等で入浴、排せつ、食事等の日常生活に介護が必要な方(要介護者) ・日常生活の一部に支援が必要だが心身の機能の維持、改善が見込める方(要支援者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国で定めた特定疾病(16疾病(注))によって、介護または支援が必要となった方

(注)特定疾病(16 疾病)

脳血管疾患、骨折を伴う骨粗鬆症、筋萎縮性側索硬化症、脊柱管狭窄症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、初老期における認知症、パーキンソン病関連疾患(パーキンソン病、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、シャイドレーガー症候群、オリーブ橋小脳萎縮)、脊髄小脳変性症、後縦靭帯骨化症、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、早老症、がん末期

○窓口 高齢福祉課 電話34-3213、34-3214、34-3237、34-3061
FAX 34-3016、34-3026

有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」

松本市社会福祉協議会では、高齢者や障がいのある方がより快適な在宅生活を送れるよう、地域住民の皆さんの支えあいによる有償の支援を行っています。(会員制)
(注)協力できる会員がいない場合は、お断りすることもあります。

- 対象者 支援が必要な方
- 費用負担 年会費1,000円
家事支援……1時間990円
外出支援……1時間1,210円
ゴミ出し支援(一般家庭ゴミ)…1回165円(1回で2袋まで)
- 窓口 松本市社会福祉協議会 地域福祉課
電話25-7330 FAX27-2239
各地区の地区生活支援員

タイムケア事業

介護者が一時的に家庭において介護できないときに、隣人や知人又は指定された民間福祉団体等で介護サービスを受けられます。

- 対象者 在宅の心身障がい者(児)(身体障がい者は重度に限る)
- 利用時間 年300時間以内(送迎時間を含む)
- 費用負担 食費等実費については自己負担となります。
- 利用方法 市に利用者および介護者の登録を行います。
- 窓口 障がい福祉課 電話 34-3036 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

訪問給食サービス(市の制度)

65歳以上の高齢者や障がい者のみの世帯の方に対し、訪問による給食サービスを提供することにより、その安否確認や健康維持・食の確保による自立支援を図ります。

○利用対象者 四賀地区、安曇地区、奈川地区に住所を有する方

○事業内容 最大週6回、昼食を配送

○利用料 1食 500円(利用料金は委託事業者へ直接支払い)

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111
(65歳以上の方)高齢福祉課 電話 34-3492 FAX34-3026

公営住宅(市営・県営住宅)の入居

公営住宅は指定期間に募集戸数以上の申込があった場合、抽選でのご入居となります。

県営住宅では評価選考が行われる場合もあります。

市営住宅では常時募集も受け付けております。

障がいのある方または障がいのある方と同居する世帯は、公営住宅家賃の減免が受けられる場合があります。障がいの種類、本人状況によっては60歳未満でも単身入居できる場合があります。身体障がい者用公営住宅もあります。

○対象者 (1)身体障害者手帳 1級～4級
(2)療育手帳 A1～B1
(3)精神障害者保健福祉手帳 1級～2級
(注)60歳未満の単身入居については、担当窓口へお問い合わせください。

○所得制限 入居、減免条件に一定額の制限があります。

○窓口 長野県住宅供給公社 松本事務所(合同庁舎南)
電話47-0240 FAX47-8902

家具転倒防止事業（市の制度）

（注）工事前に必ず担当窓口にご相談してください。

地震発生時における家具の転倒による被害の防止、軽減を図るために、家具転倒防止金物取付工事費の一部を補助します。

○対象者 次のいずれかに該当する者のみで構成された世帯

(1)障がい者手帳をお持ちの方

(2)75 歳以上の高齢者

(3)要介護又は要支援認定を受けている方

○対象工事 工務店等が大型の木製家具(たんす、食器棚等)に家具転倒防止金物を取り付けた工事

（注 1）家具転倒防止金具は、L字金物など建物の下地に強固に固定する物とし、つっぱり棒、固定ベルトなどは該当しません。

○補助金補助 対象経費の 2 分の1以内、かつ 2 万円以内

（注 2）1 世帯につき、1 回限り

○留意点 補助金申請の受付は、工事完了後3週間以内です。

○窓口 住宅課 電話34－3246 FAX34－3207

くみとり料金の免除(市の制度)

次に該当する場合、し尿のくみとり料金が全額減免されます。

○対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちで、市民税の非課税世帯の方

○窓口 環境保全課 電話34－3024 FAX34－3202

NHK受信料の減免

次に該当する場合、NHK 受信料が減免されます。

半額減免	視覚か聴覚の身体障害者手帳(等級制限なし)または身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちで、本人が世帯主であり受信契約者である場合
全額減免	身体・知的・精神いずれかの障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

※免除基準における世帯とは、「住居および生計を共にする者の集まり、または独立して住居もしくは生計を維持する単身者」をいいます。(平成 20 年8月日本放送協会「放送受信料免除(障がい者関係)の市町村における証明事務のガイドラインより抜粋)

○持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑

○窓口 NHK長野放送局営業部 電話026-291-5205
松本市役所障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

携帯電話基本使用料等の割引

次に該当する場合、携帯電話の基本使用料等が割引されます。

○対象者 障がい者手帳をお持ちの方

○窓口 各携帯電話の取扱い店またはグループ店

ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に、周囲に知らせることができるマークを、ご希望の方に無料でお渡しします。(一人につき1個まで)

○対象者 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病、妊娠初期の方等
(障がい者手帳の交付を受けていなくても利用できます。)

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111
(松本保健福祉事務所でも無料でお渡ししています。)

(注)障がい者に関するマークについて

街で見かける障がい者に関するマークには、様々なものがあります。

詳しくは下記、内閣府 HP をご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html> (内閣府)

やまびこ文庫

図書館の本、CD、点字資料、視覚障がい者用録音図書(デージー等)を月1回、宅配します。
配達、回収は宅配業者が行います。

○対象者 障がい、高齢等で図書館へ行くことが難しい方

○窓口 中央図書館 電話32-0099 FAX37-1148



救急医療情報キット支給事業(市の制度)

病歴やご親族の連絡先を記載した救急情報カードを、専用ケースで冷蔵庫内に保管するものです。もしもの時は、救急隊員が救急情報カードを確認します。

令和2年度から、利用者の同意を得て、市でも救急情報カードを保管し、必要な場合には消防局等に提供します。また、利用者の名簿を、市と消防局や民生委員等が共有します。

救急情報カードの内容に変更がある場合には、お知らせください。

○支給内容(無料) 専用ケース・救急情報カード(緊急連絡先、かかりつけ医、病歴等の情報を記載)・冷蔵庫貼付用ラベル

○支給対象者

- ・65歳以上の一人暮らしの高齢者
- ・寝たきり状態の方または認知症の方がいる65歳以上の高齢者のみの世帯
- ・重度障害者で一人暮らし、または障害者のみの世帯
- ・避難行動要支援者名簿の登録者

○窓口

障がい福祉課	電話 34-3212	FAX36-9119
こども福祉課	電話 33-4767	FAX36-9119
高齢福祉課	電話 34-3061	FAX34-3026
西部福祉課	電話 92-3002	FAX92-7111

終活情報登録事業

万が一の事態に備え、終活情報を市に登録することで、万一の際、登録時に指定していた方が終活情報の開示を受けることができます。

○対象者 市内在住者(年齢による制限なし)

○登録できる内容(遺言書のような法的効力はありません)

- ①緊急連絡先及び情報開示指定者
- ②リビングウィル、エンディングノート
- ③遺言書の保管場所
- ④臓器提供に関する事
- ⑤生命保険や預貯金に関する事
- ⑥生前契約等の内容
- ⑦お墓の所在地または埋葬希望
- ⑧その他自由登録事項(スマホのロック解除方法、銀行口座、保険、家族等に伝えたい内容等)

○窓口 高齢福祉課 電話 34-3061 FAX 34-3026
西部福祉課 電話 92-3002 FAX 92-7111

避難行動要支援者名簿

在宅で生活をしている方のうち、災害発生時において不安を抱えている、精神障害者保健福祉手帳1級などの要件に該当する方または名簿掲載を希望される方が登録することで、お住まいの町会や民生委員、自主防災組織、消防団、市社会福祉協議会、市地域包括支援センター、松本広域消防局、松本警察署に情報を提供いたします。平常時は地域での見守り活動等に、また災害時は避難支援等のために情報を活用します。

○窓口 福祉政策課 電話34-3227 FAX34-3204

市内各種施設の利用料金の割引

手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)または松本市福祉100円バス乗車パス券をお持ちの方は、博物館・美術館等の利用料金が無料になります。スマートフォンアプリ(ミライID)でも、割引となる施設があります。

(注)一部、施設や展示内容によって、別途料金がかかる場合があります。詳しくは各施設へ直接おたずねください。